労使協定（賃金テーブル）の記載例 ②

別表１　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
（基本給、手当及び賞与の額）

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			０年	１年	２年	３年	５年	１０年	２０年
1	ソフトウェア開発技術者	通達に定める職業安定業務統計の金額（104）	1,293	1,500	1,641	1,705	1,795	2,114	2,638
2	地域調整	大阪府（108.3）	1,401	1,625	1,778	1,847	1,944	2,290	2,857
3	地域調整	兵庫県（101.8）	1,317	1,527	1,671	1,736	1,828	2,153	2,686

※　２の数値は１の時給額に大阪府の地域指数（108.3%）を乗じて算定（必ず小数点未満の端数は切り上げること）

※　３の数値は１の時給額に兵庫県の地域指数（101.8%）を乗じて算定（必ず小数点未満の端数は切り上げること）

※　地域指数は実際の就業場所ではなく、派遣先の事業所の所在地の指数を乗じること

（例）派遣先の事業所（雇用保険の適用事業所）は○○○○（株）関西支店（所在地は大阪府内）だが、実際に就業する場所は、尼崎営業所（兵庫県の尼崎市。雇用保険の適用事業所ではない。雇用保険は関西支店で加入）の場合

地域指数は大阪府の地域指数で算定することになる。

労使協定（賃金テーブル）の記載例 ②

（記載例②）

別表２　対象従業員の基本給、手当及び賞与の額

下記の要件の場合

- **賃金等級：３等級に区分**
- **賞与：支給なし**
- **通勤手当：上限あり（上限１万円）**
- **退職金：中小企業退職金共済制度（６％以上の掛金）を採用**

【派遣先事業所が大阪府の場合】

等級	職務の内容	基本給額（※１）	通勤手当	合計額（※３）		職業安定局長通知の一般賃金額	左記の対応年数	通勤手当	合計額（※２）（※３）
Ａランク	上級ソフトウェア開発技術者（AI 関係等高度なプログラム言語を用いた開発）	2,312～	58	2,370	≧	2,290	１０年	72	2,362
Ｂランク	中級ソフトウェア開発技術者（Web アプリ作成等の中程度の難易度の開発）	1,862～	58	1,920	≧	1,847	３年	72	1,919
Ｃランク	初級ソフトウェア開発技術者（Excel のマクロ等、簡易なプログラム言語を用いた開発）	1,422～	58	1,480	≧	1,401	０年	72	1,473

（備考）

１　通勤手当の算出方法

10,000 円×12 ヶ月÷52 週÷週の所定労働時間（40 時間）＝57.692…　→　58 円

＜記入上の注意事項＞

※１　基本給額には派遣労働者の基本給及び各種手当（賞与、超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したものを記載。

※２　職業安定局長通知の一般賃金額に通勤手当 72 円を加算した額を記載。

※３　自社の賃金額の合計額が職業安定局長通知の合計額を上回っていれば良い。
（個々の項目ごとに比較する必要はない）

労使協定（賃金テーブル）の記載例 ②

【派遣先事業所が兵庫県の場合】

等級	職務の内容	基本給額（※１）	通勤手当	合計額（※３）		職業安定局長通知の一般賃金額	左記の対応年数	通勤手当	合計額（※２）（※３）
Ａランク	上級ソフトウェア開発技術者（AI 関係等高度なプログラム言語を用いた開発）	2,172～	58	2,230	≧	2,153	１０年	72	2,225
Ｂランク	中級ソフトウェア開発技術者（Web アプリ作成等の中程度の難易度の開発）	1,752～	58	1,810	≧	1,736	３年	72	1,808
Ｃランク	初級ソフトウェア開発技術者（Excel のマクロ等、簡易なプログラム言語を用いた開発）	1,332～	58	1,390	≧	1,317	０年	72	1,389

（備考）

１　通勤手当の算出方法

10,000 円×12 ヶ月÷52 週÷週の所定労働時間（40 時間）＝57.692…　→　58 円

＜記入上の注意事項＞

※１　基本給額には派遣労働者の基本給及び各種手当（賞与、超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したものを記載。

※２　職業安定局長通知の一般賃金額に通勤手当 72 円を加算した額を記載。

※３　自社の賃金額の合計額が職業安定局長通知の合計額を上回っていれば良い。
（個々の項目ごとに比較する必要はない）